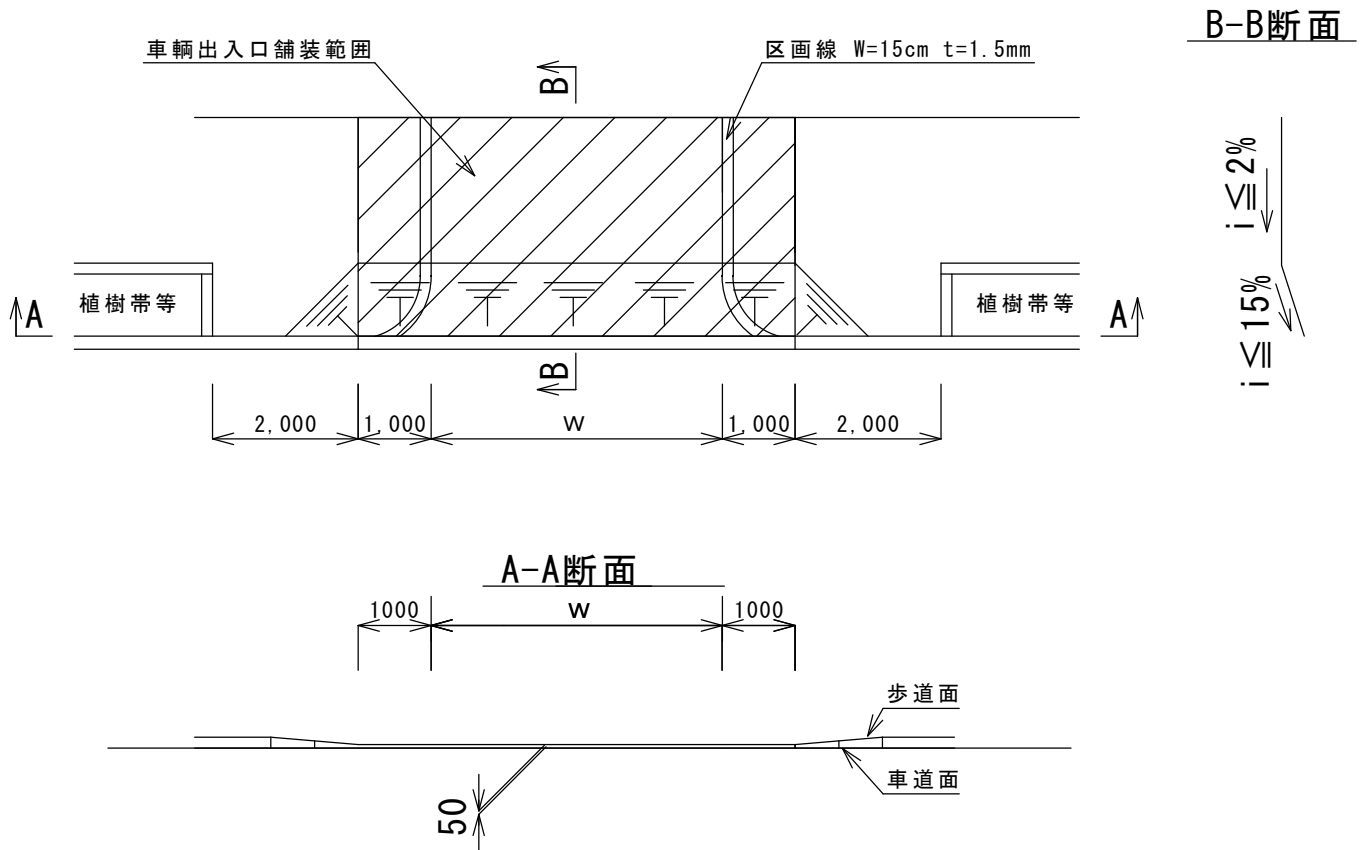
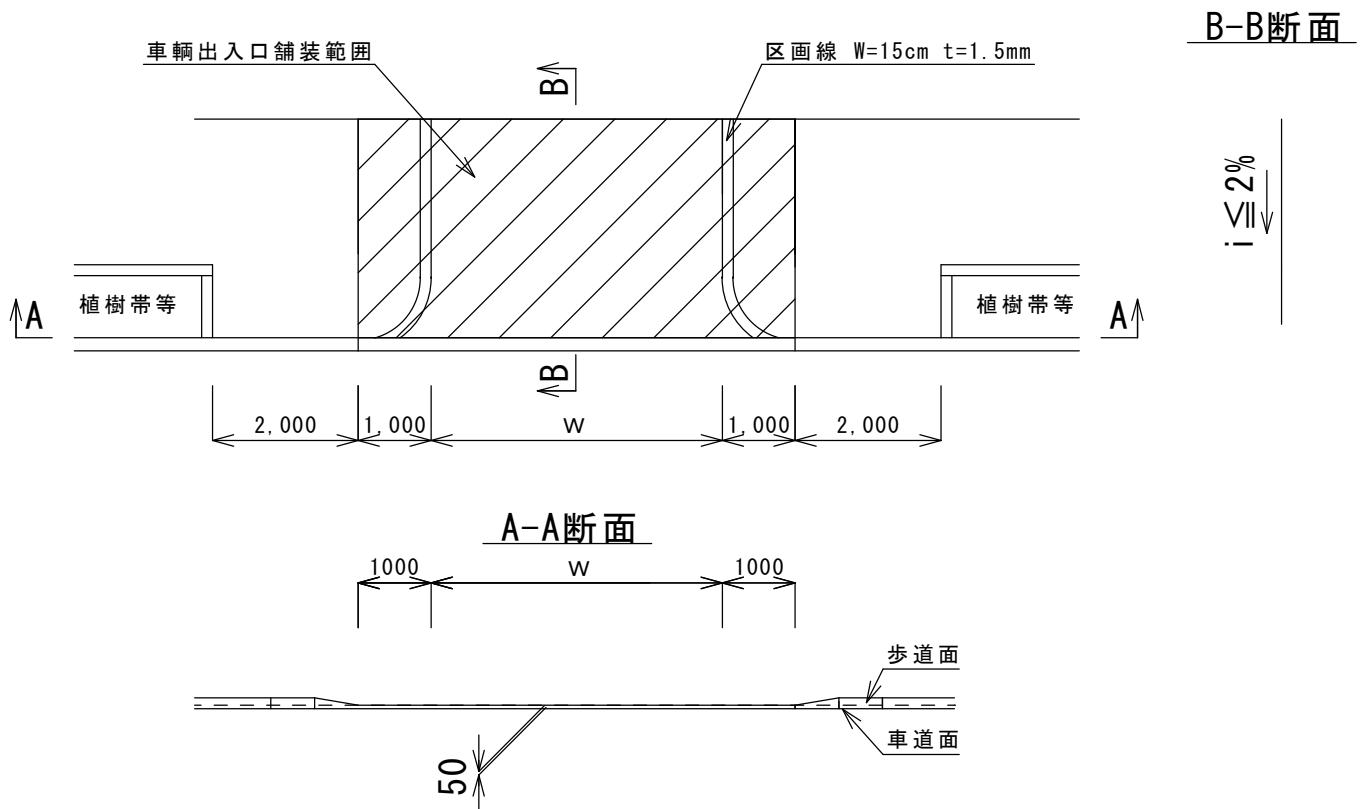


・ 歩道幅員 3 m 以上（路上施設帯がある場合）

マウンドアップ形式の場合



セミフラット形式の場合



注) 歩道巻込み部の半径 (R) = 1.0m を標準とするが、車両出入口部を利用する車種が大型車両の場合は、その車両の軌跡により R を決めるものとする。

ブロック等歩板材により歩道舗装を行う場合は、区画線に替わり、ブロック等歩板材の配置 (配色) を工夫するなどにより、車両出入口部を明示すること。